

# 足寄町懲罰特別委員会議事録（第1号）

平成22年3月15日（月曜日）

## 出席委員（6名）

委員長	高橋幸雄君	副委員長	星孝道君
委員	後藤次雄君	委員	島田政典君
委員	高道洋子君	委員	菊地一将君

## 欠席委員（0名）

## 会議事件説明のため出席した者の氏名

弁明 矢野利恵子議員

## 職務のため出席した議会事務局職員

事務局	長	根本昌弘君
事務局	次長	西東文雄君
総務担当	主査	山田弘幸君

## 付託事件

議員矢野利恵子君に対する懲罰の動議について

午前10時00分 開会

### 開会宣告

委員長（高橋幸雄君） ただいまから、懲罰特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、全員出席であります。

したがって、本委員会は成立いたしました。

本委員会は、委員会条例第17条の規定によって、傍聴を許可することといたします。

これより、本日の委員会の審議方法について、お諮りをいたします。

各委員より、審査の方法について御意見があれば、御発言をいただきます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（高橋幸雄君） なしと認めます。

それでは、委員長において委員会の審査方法について、御提案を申し上げます。

本件に関しては、懲罰事犯者の人権にもかかわることにかんがみ、委員各位が同一なる情報の価値観を共有し、適切なる審査に供するため必要であろうと思慮し、委員長において精査をさせていただきます。

第1点目は、法規範と経過について説明をさせていただきます。

次に、本事犯に関して、関係者の事犯状況について委員会記録をもとに説明をさせていただきます。

次に、矢野利恵子君からの弁明についての件をお諮りいたします。

次に、本件に関して、各委員の自由討議いたします。

最後に、審査結果について、本委員会の意思決定を行います。

お諮りいたします。

以上、申し上げた内容により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（高橋幸雄君） 異議なしと認め、審査の内容については、委員長の提案どおりさよう決定いたしました。

それでは、第1点目の法規範と経過について、

事務局より説明をさせます。

根本議会事務局長。

事務局長（根本昌弘君） それでは、説明をさせていただきます。

3月12日の本会議で、「議員 矢野利恵子君に対する懲罰の動議」が提出され、議決をされました。

懲罰特別委員会は、足寄町議会委員会条例第6条により、懲罰の動議があったときは懲罰特別委員会が設置されたものとしており、また、この懲罰委員会は、足寄町議会会議規則第109条により委員会に付託しなければならないことになっております。

懲罰委員会は、議会の品位と規律を保持するために、秩序を乱した議員に対しては議会の自律権により懲罰を科することができるもので、議会外の行為であっても議会自体の品位を汚し、その権威を失墜するような言動については懲罰の対象となるものであります。

3月12日の本会議で議決を得た懲罰の動議は懲罰を科されたいとするもので、懲罰の内容は、地方自治法第135条により、1点目、公開の議場における戒告、2点目、公開の議場における陳謝、3点目、一定期間の出席停止、4点目、除名のいずれかの懲罰を決定することになります。

以上であります。

委員長（高橋幸雄君） ただいま事務局長が説明をいたしました法規範と経過についてでございます。

委員各位で御発言があれば、御発言を許しませんが。

不明な点がございましたら、説明いたします。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（高橋幸雄君） それでは、次に進めさせていただきます。

なお、法規範については、後ほど各委員に自由討議の前にレジメを用意してございますので配付をしたいと存じますので、御了承願いたいと思います。

次に、2点目の件について説明をいたします。  
本事案に関して、関係者の事犯状況について、委員会記録をもとに事務局長によって朗読をいたさせます。

根本議会事務局長。

事務局長（根本昌弘君） それでは、私のほうから、3月12日、正副議長が行いました矢野議員からの聴取の件、それから、正副議長及び議会運営委員会が直接行いました町長及び関係者からの聴取について朗読をさせていただきます。

まず、正副議長が矢野議員から行いました事情聴取についてございます。

名前については、一々読み上げませんので、委員さんであるとか矢野さんであるとか、そういう言い方をさせていただきます。

まず、問いについてでございますが、3月9日の件について、町長より申し入れがありました。矢野議員も勉強のために建設課水道担当に行ったのだと思うが、担当職員とのやりとりの段階で、職員に対し中傷めいたことやありもしないことを職員に対して言った。それから、多数の職員が在席しているにもかかわらず、足寄町の職員は最低ということを大声で言ったと聞く。

ここで確認をしなければならないのは、その事実があったのかどうか、言われなき中傷という部分については、数年前の職員の飲酒問題、怪文書もあなたが書いたのではないかという話が実際にあったのか、あるいは、やりとりの中も含めて、多数の職員の前で職員を誹謗するような言動があったのかという問いでございます。

該当議員でございますが、足寄町の職員が最低とは思っていない。 に対してのコメントは差し控える。

当日の9時ころから総務課を振り出しに水道に行った。その中で、簡易水道の漏水率、中足寄の水の状態が悪いので解消予算の確認をしようとした。中足寄は簡易水道でないとの回答があり、どこが簡易水道かと尋ねたら、そんなこともわからないのか、予算書に出ているだろう、決算書に出ているだろうと言われ、調べたが出

ていなかった。伝票を見ればわかるはずだとも言われ、そんな言い方はないだろうと思った。

私もむっとして一連のことを、そういううわさがあるよと言ったのは確か。あんたがやったんだってねと言ったのは確か。酒気帯びの話をしたのは確か。平成8年以降だが、暇さえあれば、私は警察に遊びに行っていて、警察から町職員はよくない、勤務時間中に酒気帯びで捕まった人がいるとの話を聞いた。うわさによると、当時の議会の実力者に頼んで表に出ることを抑えたことを何年か後に聞いた。こんなことも、そんな態度の人ならあり得ると思った。

証拠のないことを言ってしまうと、謝ることはやぶさかでないと思っている。売り言葉に買い言葉のことで、言ったことに対して悪いとは思いますが、けんかを売ってきたのは相手の方、一方的に私が悪いとするなら納得できない。今後の対応についても、こちらから何かをするということを考えなければならない。

怪文書については、だれが書いたかは分からなかったが、ある人から聞いた。

ある人というのは、昔、議員に中心市街地活性化をやめるようにと怪文書が回った。だれが書いたかは、私はその人に確認している。その人が名前を書いたらまずいから書くなと言われて、その人に確認をしたら本当にそうだった。昔、足寄町の要職にあった方が書いた。当時の商工会長と一緒にやったと聞いている。半信半疑の部分もあったが、その態度で直感した。

次に、問いでございます。

正確なことがない中での話である。

当該議員です。

状況証拠である。

問い。

最終的には、たくさんの職員が在席していたにもかかわらず、最低とは思っていないとの話はあったが、いろんな事を言ったということだがどういう話だったのか。

該当議員です。

警察の人に言われたんだと話をしただけ。警察の話で事実である。

問いです。

一部では、かなり激高して大声でという話があったようだが。

議員です。

私は声が大きいですが、激高はしていない。

問いです。

今朝、町長に呼ばれて行ったときに、矢野議員については、ここのみならずいろんなところでそのような話がある。職員としても迷惑を受けているとの話もあった。長い時間を要するとか、その中で不適切な発言があるとのことと思う。自分に気に入らないことであったとしたら、それに対し反論をしたりということと思う。

議員です。

そんなことはないと思う。

問いです。

職員は長の命を受けて仕事をしており、議員がわからない部分を聞きに行くことは問題ないが、政策的な部分には答えられないことがある。

議員です。

私が言いたいのは、そんなこともわからないのかと言われたのが発端。

問いです。

各課でも言われているのか。

議員です。

そんなことはない。他の課ではきちんと対応してくれている。

問いです。

各課へ行っても、職員が答弁できない部分まで要求されているということも聞いている。そこをわきまえていただきたい。

矢野議員のこれまでの話は過去のものであり、今とは関係ない。個人攻撃となるのでないか。

議員です。

そうはならないと思う。一方的にやれば個人攻撃になるが、売り言葉に買い言葉である。

問いです。

今、議会の開会中にこうして時間をとって、こういう事態になっている。このことをどう思っているか。

議員です。

職員対私個人の問題だから、議会を中断させてまで申し入れてくるのは、すごい人と思う。

問いです。

このことは議会が受けることにならない。勤務中のことであり、管理者が受けて議長に話となった。理事者からとなれば、議会として受けなければならない。

同じく問いです。

職員にしてみれば、こういう言われ方をすることは名誉棄損に値するというところもあるだろうし、他の職員のことでも矢野議員の言動については、勉強するのはいいが非常に迷惑をしているということが多いという状況があるということなので、矢野議員と職員の感覚も違うと思うが、現実としてはある。

矢野議員は自由に発言できる立場にあり、職員は長から命を受けている以上、第一線の部分からはみ出すことはできない。

職員対個人の問題との話もあったが、議会議員の活動の範疇としてのこともあるので、議員としての品位の問題とかが問われてくる。今回のこのことに対して、みずからの反省点はどうか。

議員です。

相手の挑発に乗ってしまったことが反省点。そんな態度がなければ、こんなことにはならなかったというものであります。

続きまして、正副議長及び議会運営委員会が直接行きました町長及び関係者からの聴取を朗読させていただきます。

町長です。

今朝ほど、議長、副議長に町長室でお話をしました。この間の矢野議員の対職員との関係について申し入れをさせていただきました。これまで矢野議員は各課において調査活動を行っており、例えば、企画振興室、職員担当、財産管理、上下水道等で質問には答えているが何度説明をしても聞いてもらえない、あげくの果てには「あなたは嫌っているんでしょう。私はこんな道路は要らない。」などのやりとりを何度か聞いていました。

9日に担当 との間にやりとりがあり、11日の午後に事情を聞きました。私が看過できないと思っているのは、本人の名誉に関す

ることで、うわさ話による誹謗中傷があり、この際、首長として、円滑な公務執行のため、議長、副議長に申し入れたのがこの間の経過であります。

次に、担当職員でございます。

事実発生日時は、平成22年3月9日、午前11時21分で、担当職員と確認をしています。

経過ですが、簡易水道の有収率の低い原因について、新年度予算の質問のための事前資料の収集ということで、上下水道室窓口カウンターに来た折の出来事であります。

最初は、上下水道室業務担当者が対応していましたが、工務的内容であったことと、工務担当者が現場管理のため不在であったことから私が対応しました。

質問の冒頭、内容が基本的なことであったことから、「この程度のことは、ベテランの矢野議員なら既に御承知のことであり、勉強されているのでは。過去の委員会でも何度も説明していますし、決算書等でもお示ししているので、多少勉強不足では。」という言葉が発したものであり、これに対して、「失礼な言葉だ。」と、「勉強不足と言いましたね。私は文教厚生委員会の委員だから、このような中身はわかっていない。これだから、足寄の職員はどうしようもない。最低だと言われている。」と、このような言葉を言われました。

続いて、「そうそう、あなたでしょう、勤務中に酒を飲み警察に逮捕されたのは。みんながそう言っている。」という言葉が続いてありました。「そのような事実があり、それが私だという確認をしたのでしょうか。」と問いました。「いや、みんながそう言っている。うわさだ。それと、前の選挙の折に変なチラシをつくったのもあなたでしょう。こいつかと私は思った。」と、このような言葉が続いています。

私が、「それも事実の確認をして、役場という公の場で言っているのでしょうか。少なくとも、特に、ワープロやパソコンの苦手な自分にできるものでもないし、自分にとって何の利益にもならないことをだれがしますか。」という言葉で返しました。「もし、それが事実と反す

るとすれば、名誉毀損に当るのではないのでしょうか。確認のため、警察に行ってお調べください。それがだれであるか私は知っていますが、申し上げることもないことですから。」ということで反論しています。

そこへ、「警察へ行って聞いたら、名前は言わなかったけれど、そのような職員はいったと言った。けれど、私は、それがあなただと聞いている、うわさでは。」ということです。「前議長と仲がよいから、丸め込んでもらったとみんなが言っている。」と、これがつけ足しです。「事実に基くものであればともかく、誠に心外なことですね。まあ、とりあえず質問にお答えします。なお、冒頭に申し上げた勉強不足との言葉に対しては、言い過ぎたと思いますので、素直に謝りたいと思っています。」と、これは私の言葉です。

以上のやりとりが、おおまかな内容です。

なお、予算の内容説明については割愛していますが、この間に数回にわたり職員に「最低レベル」という言葉を4回ほど発している。これは、身近な職員が確認をとっているという状況であります。

委員の方からでございます。

勉強不足と言ったのは、冗談まじりで言ったのか。

職員。

その辺のところもあったと思います。

委員。

本人が暴言を吐いたのは相手の挑発に乗ってしまったと言っているが、今の話を聞いているとそのようなことはあり得ないと思う。このように本人が理解しているのは違うと思う。

ただ、問題は、なぜ水道の話から個人のプライバシーの話になったのか。職場は公の場である。職場で勉強不足という言葉から、なぜ個人の話になったのか理解できない。

委員です。

挑発に乗ったということと勉強不足と言ったことの相関関係が見当たらない。

委員です。

町長の話の中で長時間いたとの話があったが、

本人はそんなに長くはないと言っているが、そのことで何かあるか。

町長です。

逐次、時間をチェックはしたことはございませんが、先ほども事例を挙げましたが、議会があるごとにと言っても過言ではないと思います。必ずカウンターの前に座って勉強されているんだと思いますが、結果を聞きますと、先ほど申し上げたとおり、繰り返し説明をします。でも、全く理解してもらえないというか、最後には道路が要らないと。担当や係とやりとりすべき事柄でもなければ、仮に、担当とやりとりをして私のところでやりとりをするのであれば、まだ理解はできる気がします。

つい最近、職員担当に来て人件費ですとかを聞いて、そこでも「あんた、私を嫌っているでしょう。」と、すぐにこのようなことが出てくるのであります。今、職員も減ってきていて、ここでの時間を何とかしてほしいという話も数回聞いています。

今定例会前にも、行方不明者が出たときに私が指示をして図面準備をしたときに企画振興室に来て、「なぜ、そんなことを役場でやらなきゃいけないんだ。」ということを手平気で言うのです。そのときには、正式には申し入れはしてありませんでしたが、このたびは本人からも説明があったとおり、事実無根のことであることがわかったからということ、これは看過できないということで申し上げたということでもあります。

委員です。

「酒を飲んで捕まったのは、あなたでしょう。」という話が出ましたが、どの時点で出たのか。

職員です。

勉強不足の発言の後、即時にです。

委員です。

怪文書の正副議長の段階で、「足寄町の要職にあった方が書いた。当時の商工会長と一緒にやったと聞いている。」、これもそのときに出ているのか。

職員です。

先ほどの酒気帯びの逮捕のすぐ後です。

委員です。

「私は、その人に確認している。その人が名前を書いたらまずいから書くなと言われて、その人に確認したらそうだった。」という流れになっているが、それらしいこともその時点で言っているのか。

職員です。

その件については、私の覚えのないことですから、そのときの矢野議員の言動については詳細な記憶はしておりません。

ただ、先ほど言ったように、酒気帯びのすぐ後にその言葉が出てきたということでございます。

委員です。

そのときも、「怪文書はあなたが書いたんでしょう。」のような話だったんですか。

職員です。

そのとおりです。

聴取については、以上であります。

委員長（高橋幸雄君） ただいま本事犯に関して、3月12日の本会議冒頭から休憩して議会運営委員会において協議し、正副議長において関係議員からの聴取を行い、また、執行者側に対しては、正副議長及び議会運営委員会全員で直接町長及び関係職員から聴取を行った内容でございます。

先ほどから委員長が申し上げているように、本委員会に内容を十分に承知されていない委員もいることから、事犯の状況を朗読させました。次に進みます。

これから、矢野利恵子君の弁明の機会を与えるか否かについて、お諮りをいたしたいと存じます。

暫時休憩をいたします。

午前10時20分 休憩

午前10時24分 再開

委員長（高橋幸雄君） 正副議長、議会運営委員会、町理事者等の意見聴取の内容について、事務局長によって朗読させましたが、委員の方より、この内容について文書的なもの、ペーパーでもってきちっと提出を求められております。委員長はそのように考えておりますので、そのように休憩中に用意いたしまして、議員各位に

配付をいたしたいと存じます。

暫時休憩をいたします。

午前10時25分 休憩

午前10時53分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

矢野利恵子君の弁明の機会を委員長は与えたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（高橋幸雄君） それでは、矢野利恵子君の弁明の機会を与えることに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時15分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより、矢野利恵子君の弁明を行います。

暫時休憩をいたします。

午前11時16分 休憩

午前11時17分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより、矢野利恵子君の弁明を行います。

なお、矢野利恵子君に一言申し上げます。

弁明の発言内容につきましては、議員の身分に関してのことですので、問題とされた自己の身上について、自己の立場を明らかにするために弁解説明する発言の場であり、弁明に際しては、本事犯の範囲を超えることはできません。そのようなことで御理解をいただき、発言に御留意願います。

矢野利恵子君。

議員（矢野利恵子君） まず、私のために議事を延長し、このように皆様に御足労をかけてしまったことをおわびいたします。

それから、あわせて、弁明の機会を与えてくれたことに関係者の方々には深く感謝いたします。

今、懲罰委員会が設けられたということですが、水道 とのやりとりの中で、氏に対しては余りにも無礼な態度で、その態度からかねてから疑いを持っていた過去の所行を

問いただしただけで、やっていないならやっていないと堂々と答えればよい。初めに予算書の中身も知らずに、こちらに失礼な態度をしてきたほうが悪いと思います。

先にけんかを売って原因をつくった氏が謝るなら、こちらも聞かなくてもいいような余計なことを質問してしまったということについては悪いと思っているので謝りますが、そうでない限りは謝りません。

以上です。

委員長（高橋幸雄君） 矢野利恵子君に申し上げますけれども、真偽ということになりませんので、弁明したいことがあったら、具体的にいろいろな発言の要旨が議会に出ていますので、そのことについて明確に述べることは幾らでもできますので、なければ委員長のほうから、まだ弁明しなさいなどということにはなりませんけれども、なければこれで終わるのですけれども、よろしいですか。

議員（矢野利恵子君） はい。

委員長（高橋幸雄君） これで、矢野利恵子君の弁明を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時18分 休憩

午前11時21分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前の審議はこの程度にとどめ、午後1時から委員会を再開したいと思います。

なお、申し上げておきますが、自由討議が午後1時から開会の中で審査をすることになりますので、皆さんのお手元に配付いたしました法規範と事犯の状況等を十分精査の上、午後1時から再開の自由討議の中で御所見をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、午後1時まで休憩といたします。

午前11時22分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより、各委員による自由討議を行います。順次、発言を許します。

島田政典君。

委員（島田政典君） 3月12日に議長と副議長で矢野議員への事情聴取が行われており、そのことが事務局長より冒頭報告がありました。

問題になっている発言等については、事情聴取の中では、矢野議員はすべてを発言したことは認めているという内容になっております。

しかし、発言は認めながら、その発言の真偽については、人の話、うわさ、あるいは、警察等の話をすべて信ずるという内容になっておりました、状況証拠といえますか、そういう意味では具体的なものがない。

しかし、うわさや人の話等を私は真実だと、こういうとらえ方ですべての発言を認めているわけでありますから、そういう意味では、誹謗中傷というのか暴言というのか、そう認定せざるを得ないと私は判断をしております。

したがいまして、懲罰を科することが妥当と、このように考えております。

以上です。

委員長（高橋幸雄君） 次に、後藤次雄君。

委員（後藤次雄君） 私も、今日、事務局長の報告、委員長の報告を受けまして、内容は、今、島田議員が言ったとおり、昼も読ませてもらいましたけれども、確かに言っていることが、何か私から言うと、言葉じりは悪いかもしれないけれども、人のうわさを何でも前面に出して、そして、そう言ったから言ったことが正しいのだと、そういうような内容にしか受け取れないのですね、この内容を見ますと。

それで、これは今回ばかりでなくて、いろんな場で町長の話にもありますけれども、私もいろんな場でそういうことがあったと聞いていますし、それから何といっても、今日の弁明のときも、やっぱり簡単に言うと私は悪くないんだ、相手が悪いんだというそういう発言の中で、これは我々としてももうちょっと本人にして、そういう考え方があるのかなと思っていましたけれども、全然反省の色が見られないということで、私もやはり懲罰にかけるべきだというように考えています。

以上です。

委員長（高橋幸雄君） 次に、高道洋子君。

委員（高道洋子君） 大変この懲罰というのは難しい判断かなとも思うのですけれども、お互い仲間を懲罰することですから。

しかし、いろんな経過を聞いたり報告を伺うと、やはり程度を超えた言動というか、そういう言葉になっておりました、懲罰もいたし方ないかなとは思いますが。

ただ、一つ気になるところは、この懲罰の罰則の中にも、議場並びに委員会の会場という限定がある中で、矢野さんの場合は議場外でありますので、しかし、ここで懲罰の1ページ目にありますように、議会外の行為であっても次のような行為は懲罰の対象になるというところの四つあるところの3番目が、議会自体の品位を汚し、その権威を失墜するような言動になるのかなというふうに思うところです。

ただ、その会話の中でも、議会そのものを罵倒したり愚弄したりする会話ではなく、しかし、本人も公人ですので、本人の言動を通して議会の品位を落としたのかなという判断をしております。

ただ、議場であったか議場外であったかということが一つ引っかけるところでございます。以上です。

委員長（高橋幸雄君） 次に、菊地一将君。

委員（菊地一将君） この件につきましては、矢野議員本人から議長と副議長ということで、個人的に矢野さんに出席いただいて事情を聞いております。

その中で、今日、弁明される中でかなりそれと同じようなことを弁明されるかということで大分期待をして聞いていたところが、簡単な弁明で終わってしまったと。

それで、いろいろ会議規則などをひもといってみますと、3日以内とか何とかとこういう、議場内外というようなことも書かれておりますけれども、先ほど前者が言われたように、やはり今までもかなり議員として公人として目に余るような行動をされていたという例があります。そのときに即そういう委員会を立ち上げてやるべきところであったけれども、時機を逸してそ

のまま延びたという経過もあるのではないかなというように聞いております。

それで、私と議長が聴取した中ではとにかく、町民が言っている、そして、そういううわさを聞いている、ただそれだけのことで、あるにそういう暴言を吐いたと。これは本当に許される行為ではないのではないかと判断したところなのですけれども、私自身、やはり、ああいうことが、一応、15名の議員、足寄町議会という議員の中で一人でもいると公人として許される行為ではないのではないかなというように考えておりました。

それで、今回のこの関係につきましては、やはり懲罰に値するというように自分では思っております。

以上です。

委員長（高橋幸雄君） 次に、星孝道君。

副委員長（星 孝道君） 私は、やはり議会と議員、そして、職員との正常な信頼関係を損ないかねない言動であったと。これは大きな問題であろうと思っておりますし、今日の弁明がございましたが、相手が謝るなら私も謝るところということでありますから、全く事の重大さをわかっていないと言わざるを得ない。

懲罰は、過去だとか今までの経過で云々するものではありませんけれども、今までの彼女の言動を見ていると、今回のことが当該職員に大きな名誉を傷つけたと言わざるを得ない。

したがって、懲罰に値すると判断をしております。

委員長（高橋幸雄君） 以上で、順次、自由討議の御所見をいただきましたが、特別に御発言があれば、発言を許可したいと思いますが、いかがでしょうか。補足所見でも結構ですが。

この際、御発言がありましたら、受けたいと思えます。

菊地一將君。

委員（菊地一將君） 一昨日、理事者のほうからも議運で意見を聞いたときに、町長、補充の職員も出席してそれなりにいろいろと述べておられました。

その中で、町長の意見の中で、今まで某議員のやっている行動につきましては、全く仕事に支障を来すようなことも多々あったと。

町長からは、かなり強い口調で職務の執行妨害に当たるのではないかと。今後においては考えなければならぬというような言葉も発せられたということも踏まえ、私たちは非常勤でたまたましか役場のほうには出ておりませんけれども、常勤の町長がそう言われる、各課においてそういうことが見受けられるということで聞かれたものですから、これは本当にそういうことも含めて懲罰に値するものと考えております。

以上です。

委員長（高橋幸雄君） 他にありましたら御所見を承りますが、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（高橋幸雄君） これで、自由討議を終わります。

これから、矢野利恵子君に対する懲罰について、本委員会の意思決定をいたします。

お諮りをいたします。

矢野利恵子君の懲罰について、可とするか否とするかお諮りをいたします。

可とするのに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（高橋幸雄君） 全員起立。

よって、懲罰を科するべきとのことが全会一致で可決をいたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま懲罰を科することに決しました。懲罰については、地方自治法第135条により、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、除名、この4点の方法がありますが、いずれの懲罰といたしますか。

暫時休憩をいたします。

午後 1時13分 休憩

午後 1時14分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま委員長から申し上げました懲罰につ

いて、いずれの方法による懲罰とすべきか各自から発言を求めます。

順次発言を求めたいと存じます。

島田政典君。

委員（島田政典君） 記憶でありますから、これが絶対なのかなという自信がちょっと今ないわけですが、たしか以前、矢野議員は、陳謝だったというふうに思いますが、過去にはそのことがあったように記憶しております。

さらに、そのときの記憶ですと、これも暴言が原因だったというそんな記憶をしております。そうなりますと、出席停止3日が私は妥当と考えます。

委員長（高橋幸雄君） 次、後藤次雄君。

委員（後藤次雄君） 私も、前回のときはいなかったのですが、いろいろ皆さんの話を聞いて、今回の事犯についても、やはり公人としてやるべきではないことを私はやったと思っていますので、そして、今までの言動を見ても反省の色がないということで、私も最低でも3日以内の懲罰をかけるのがいいと思います。

委員長（高橋幸雄君） 高道洋子君。

委員（高道洋子君） 先ほど申しましたように、本会議場ではなかったというところが気になるのですが、そういう理由から2番目の公開の議場における陳謝、それを求めます。

委員長（高橋幸雄君） 次、菊地一將君。

委員（菊地一將君） 以前に、議員につきましては陳謝ということで懲罰になったことを思い起こしているところなのですが、そのときにも一定の議会の中には陳謝文というものがあるわけなのですが、そのときに本人はそれを拒否されたと。だけれども、それではだめだということで仕方なくそれを読み上げた。けれども、その後自分の私見をそこにつけ加えたという経過があります、以前の懲罰のときに。

そういうことを踏まえると、やはり私も出席停止3日が妥当なのかなというように判断しております。

以上です。

委員長（高橋幸雄君） 次、星孝道君。

副委員長（星 孝道君） 私は、以前の懲罰に関しては、今回、これは一緒に考えるべきではないというふうに考えるのです。

やはり今回の事案に対しての懲罰を考えるべきであって、そういう判断から私は陳謝が妥当かなと、このように判断しております。

委員長（高橋幸雄君） 暫時休憩をいたします。

午後 1時17分 休憩

午後 1時26分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま懲罰については、地方自治法135条による一定期間の出席停止に決しました。出席停止日数は3日間でございます。

暫時休憩をいたします。

午後 1時27分 休憩

午後 1時28分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの決定につきましては、明日の本会議の冒頭で委員会報告をさせていただき、質疑、討論を経て議決となる予定です。

暫時休憩をいたします。

午後 1時29分 休憩

午後 1時30分 再開

委員長（高橋幸雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

閉会宣告

委員長（高橋幸雄君） 以上で、懲罰特別委員会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 1時31分 閉会